

## 「(仮称)七尾志賀風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、アカシア・リニューアブルズ株式会社が、石川県七尾市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町において、最大で総出力50,400kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカ等の生息が確認されており、同想定区域及びその周辺は、ノスリの主要な渡り経路となっている可能性もあるため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域及び「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

## (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、配慮書の内容及びそれに対する大臣意見等の内容を十分に踏まえて対象事業実施区域を設定すること。また、想定区域からの絞り込みに際しては、それら検討経緯及び環境影響の重大性の整理を明確にし、方法書以降の図書に反映させること。

## (2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

## (3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

## (1) 騒音に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （２）風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （３）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域及び「山地災害危険地区調査要領」に基づく山腹崩壊危険地区を含む山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （４）水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、上水道の表流水の取水地点、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等からの距離を確保するとともに、工事实施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を抑制すること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （５）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類のチュウヒ及びクマタカ等の生息が確認されており、同想定区域及びその周辺は、ノスリの主要な渡り経路となっている可能性もあるため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。